

## 霧島市公用車有料広告掲載取扱要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、霧島市広告事業実施要綱（平成19年霧島市告示第70号）第4条の規定に基づき、霧島市が所有する公用車（以下「公用車」という。）への広告掲載の取扱いに関して、必要な事項を定めるものとする。

### (広告掲載車両及び料金)

第2条 広告は、市が指定した公用車に掲載する。

2 広告の規格等は、次のとおりとする。

掲載箇所	縦	横
側面（1枚）	30センチメートル	50センチメートル以上80センチメートル以下

3 広告掲載料は、1面当たり月額1,650円（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税を含む。）とする。

4 1台当たり掲載できる広告は、側面1枚までとし、最大で両側面2枚までとする。

### (台数の制限)

第4条 同一の者が同一の時期に広告を掲載することができる公用車の台数は、原則3台までとする。

### (広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、月単位で設定するものとし、最長で1年間とする。ただし、他に応募がない場合には、更新できるものとする。

2 前項の掲載期間には、広告の掲載及び撤去の作業並びに法令等の規定に基づく当該車両の定期検査に係る期間を含むものとする。

3 広告掲載の開始日及び終了日は、広告主と市が協議し、定めるものとする。

### (広告主の募集)

第6条 広告主の募集は、必要に応じて随時行うことができるものとする。

### (広告掲載の申込み)

第7条 広告の掲載の申込みは、霧島市公用車有料広告掲載申込書（第1号様式）に、掲載しようとする広告の原稿を添えて市長に提出するものとする。

### (広告掲載の決定)

第8条 市長は、前条の申込書の提出を受けた場合、霧島市広告掲載等基準（以下この条に

において「掲載基準」という。)により掲載の可否を審査・決定し、審査の結果は、霧島市公用車有料広告掲載決定(不決定)通知書(第2号様式)により申込者に通知する。

2 前項の場合において、掲載基準に適合する広告に係る申込みの数が募集した広告の数を超えるときは、先着順により掲載する広告を決定するものとする。ただし、申込みが同日の場合には、抽選により決定するものとする。

3 市長は、広告審査の結果により広告内容の修正を求めることができる。

(広告の掲載方法等)

第9条 広告の掲載方法は、広告内容を表示したマグネットシート(以下「広告物」という。)の貼付によるものとし、車両運行上支障にならないものとする。

2 広告主は、市長の指定する仕様に従い、広告主の負担において広告物を作成するものとし、車両への掲載及び撤去は市が行うものとする。

3 広告主は、掲載しようとする広告物に「霧島市有料広告」と表示するものとし、掲載位置等は別記様式のとおりとする。

4 広告の掲載期間中における交通事故等による広告の破損、汚損又は滅失については、市が経費を負担し、第7条の広告の原稿により修復するものとする。

(広告掲載料の納入)

第10条 広告主は、掲載の決定後、市長の指定する期日までに、広告掲載料を一括して納入するものとする。

(広告内容等の変更)

第11条 広告主が広告の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ市長に霧島市公用車有料広告掲載内容等変更申込書(第3号様式)に掲載しようとする広告の原稿を添えて提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、変更の可否を決定する。

3 審査の結果は、霧島市公用車有料広告掲載内容等変更承認(不承認)通知書(第4号様式)により通知する。

4 広告内容の変更に係る費用については、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消し)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載期間中であっても、広告主への催告等を行わずに広告掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納入がないとき。

(2) 広告主が第8条第3項の規定による広告内容等の変更指示に従わないとき。

(3) 広告主が市の信頼を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行っ

たとき。

- (4) 広告主が社会的信頼を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。
- (5) 広告主の倒産、破産等により広告を掲載する必要がなくなったとき。
- (6) 市の業務上、やむを得ない事由が生じたとき。

(広告の取下げ)

第 13 条 広告主は、自己の都合により広告掲載を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げるときは、取り下げようとする日の 5 日前までに市長に対し、霧島市公用車有料広告掲載取下げ申出書（第 5 号様式）を提出しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第 14 条 既納の広告掲載料は返還しない。ただし、広告掲載期間において、市の責めに帰する理由により広告が掲載されなかったとき（公用車の保守、天災その他特別な事情を除く）は、その全部又は一部を返還する。

- 2 前項の規定により返還する掲載料は、掲載期間の残りの月数に応じて返還する。ただし、月の途中で掲載することができなくなった場合の当該月については、日割りにより計算して得た額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 3 第 12 条第 2 号の規定により広告掲載を取り消したとき又は前条第 1 項の規定により広告主が広告掲載を取り下げたときは、既納の広告掲載料は返還しないものとする。
- 4 第 1 項及び第 2 項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第 15 条 広告主は、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告の内容等に関する財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、市長に対して保証するものとする。
- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(その他)

第 16 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附則

この要領は令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

別記様式

